

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 11 条の規定により、特定事業の客観的な評価の結果を公表します。

平成 29 年 4 月 14 日

稚内市長 工 藤 広

# **稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業**

## **特定事業の選定について**

**平成 29 年 4 月 14 日**

**稚 内 市**

## 目 次

1. 事業内容.....	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 対象となる公共施設の種類.....	1
(3) 公共施設等の管理者.....	1
(4) 事業目的.....	1
(5) 事業内容.....	1
(6) 事業範囲.....	1
(7) 事業方式.....	3
(8) 事業期間.....	3
(9) 事業者の収入に関する事項.....	3
(10) 事業終了時の措置について.....	3
(11) 土地及び施設に関する事項.....	3
2. 市が直接実施する場合とP F I 事業で実施する場合の評価.....	4
(1) 評価の方法.....	4
(2) 定量的評価.....	4
(3) 定性的評価.....	6
(4) 総合評価.....	7

## 1. 事業内容

### (1) 事業名称

稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業（以下「本事業」という。）

### (2) 対象となる公共施設の種類

廃棄物最終処分場

### (3) 公共施設等の管理者

稚内市長 工藤 広

### (4) 事業目的

稚内市（以下「市」という。）では、市内から発生する廃棄物の最終処分を平成19年に供用開始した稚内市廃棄物最終処分場（以下「現処分場」という。）で実施しているが、現処分場の埋立満了が近づき新たな廃棄物最終処分場の整備が必要不可欠となっている。

本事業は、「稚内市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」に基づき、引き続き本市の廃棄物の適正な処理を行うため、廃棄物最終処分場を整備し運営を行うものである。

### (5) 事業内容

本施設は、処分場の施設概要、規模等の事業内容は以下のとおりである。

- 1) 建設予定地 稚内市新光町1789番地
- 2) 事業用地面積 総面積約10.4haのうち、約5.1haを想定  
（提案により拡大・縮小は可能）。
- 3) 処分場形式 クローズド型廃棄物最終処分場
- 4) 埋立方式 準好気性埋立方式（平地層状埋立方式）
- 5) 埋立容量 109,226 m<sup>3</sup>（覆土分は含まない）（想定）
- 6) 埋立対象物 市から発生する資源物及び稚内市バイオエネルギーセンター（以下「バイオエネルギーセンター」という。）で処理される生ごみを除く一般廃棄物（家庭系[可燃・不燃]、事業系[可燃・不燃]、大型ごみ、その他一般廃棄物）、中間処理残渣（生ごみバイオガス化処理残渣）、産業廃棄物（汚泥、燃え殻、動植物性残渣）

### (6) 事業範囲

PFI事業者（以下「事業者」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等

の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づき、新たに本施設を設計、建設し、運営業務、維持管理業務等を遂行する。

事業者が行う業務は次のとおりする。

1) 本施設の設計及び建設に関する業務

- (ア) 事前調査
- (イ) 本施設に関する設計
- (ウ) 国庫補助金等申請等の手続きの実施支援(関連機関等の協議含む。)
- (エ) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手続
- (オ) 生活環境影響調査(市で実施済みの部分を除く。)
- (カ) 着工準備(用地造成・インフラ整備等、整備に伴う各種申請等。)
- (キ) 本施設の建設工事及び建設に伴う各種申請
- (ク) 工事監理
- (ケ) 本施設の引き渡し
- (コ) 本市が行う近隣対応への協力
- (サ) その他、本施設の設計及び建設を実施する上で必要な業務(開発許可、林地開発許可の取得を含む。)

2) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 埋立対象物及び稚内市バイオエネルギーセンターへの搬入廃棄物の受付業務
- (イ) 埋立対象物の埋立業務
- (ウ) 浸出水等の処理業務
- (エ) ユーティリティ等の調達・管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 除雪業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 保守管理、点検修繕業務
- (ケ) 環境管理業務
- (コ) 情報管理業務
- (サ) 見学者及び視察者への対応業務
- (シ) その他、本施設の運営・維持管理を実施する上で必要な業務

3) 本事業終了時の措置に関する業務

- (ア) 最終覆土業務(飛散防止策を含む。)
- (イ) 覆蓋施設等の撤去
- (ウ) 廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第五条の五に規定する埋立処分終了の届出のために必要な書類作成業務
- (エ) 埋立終了から事業期間終了までの間に必要な施設の維持管理業務
- (オ) その他事業終了時の措置を実施する上で必要な業務

## (7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営及び維持管理を行う方式（BTO（Build Transfer Operate））により実施する。

## (8) 事業期間

本事業の事業期間は、平成30年1月から平成43年5月までの13年5ヶ月間とする。詳細は以下のとおりである。

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 1)設計・建設期間   | 平成30年1月～平成32年11月（2年11ヶ月間） |
| 2)運営・維持管理期間 | 平成32年12月～平成42年11月（10年間）   |
| 3)終了措置期間    | 平成42年12月～平成43年5月（6ヶ月間）    |

## (9) 事業者の収入に関する事項

本事業は、市が事業者からサービスを購入する形態の事業であり、本事業における事業者の収入は以下のとおりとする。

- 1)市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち施設の設計・建設等に係る初期投資に相当する費用については、事業期間中、市と事業者が締結する事業契約に定める額を支払う。
- 2)市は、事業者が実施する施設の維持管理・運營業務に対する対価を、固定料金と変動料金で構成される委託料として運営期間にわたって事業者に支払う。委託料は、物価変動等に基づき見直すことができる。
- 3)附帯事業によって生じた収入は、事業者の収入とする。

## (10) 事業終了時の措置について

本施設は、原則として事業期間終了予定日（平成43年5月）をもって終了するものとする。

ただし、運営・維持管理期間終了予定日より前に埋立総容量を超える時は、運営・維持管理期間を短縮する。

また、運営・維持管理期間終了予定日時時点で所定の埋立総容量に達しないことが見込まれ、一般廃棄物等の受入、埋立が可能であると認められる場合には、市と事業者との間で運営・維持管理期間の延長について協議する。

なお、事業契約終了後、市は事業者と施設の廃止までの維持管理に関する契約を締結することができるものとする。

## (11) 土地及び施設に関する事項

市は、本事業の用に供するために、設計・施工期間中は、市有地を事業者は無償貸与し、運営・維持管理期間中は、市有地及び本施設を事業者は無償貸与する。

## 2. 市が直接実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価

### (1) 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業実施方針」に基づき、事業期間全体に渡るコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びPFI事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

### (2) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI事業により実施した場合、それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。

なお、これら前提条件は、市が独自に設定したものであり、本事業に対する応募者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

#### 1) 前提条件

	市が直接実施する場合	PFI事業により実施する場合
財政負担額の 主な内容	①設計及び建設に係る費用 ・建設費（国庫補助金等相当額を除く） ・設計費 ②運営・維持管理に係る費用 ・人件費 ・補修費 ・用役費 等 ③事業終了時の措置に係る費用 ・最終覆土費 ・覆蓋施設等の撤去費 等 ③起債の支払利息	①整備・運営委託料 ・建設費の一部（起債相当分） ・割賦払金 ・維持管理・運営委託料 （事業終了時の措置に係る費用含む） ②起債の支払利息
事業期間	13年5ヶ月 [設計・建設期間] 2年11ヶ月、[運営・維持管理期間] 10年、 [終了措置期間] 6ヶ月	
施設内容	①廃棄物埋立容量：109,226 m <sup>3</sup> （覆土分を含まない） ②処分場形式：クローズド型廃棄物最終処分場 ③埋立方式：準好気性埋立方式（平地層状埋立方式） ④埋立対象物 ・市から発生する資源物及びバイオエネルギーセンターで処理される 生ごみを除く一般廃棄物（家庭系[可燃・不燃]、事業系[可燃・不燃]、 大型ごみ、その他一般廃棄物）、 ・中間処理残渣（生ごみバイオガス化処理残渣） ・産業廃棄物（汚泥、燃え殻、動植物性残渣）	

	市が直接実施する場合	P F I 事業により実施する場合
設計及び建設に係る費用	市の基本設計をもとに設定	事前に実施したアンケート調査に基づき、工事費及び設計費等について、市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
運営・維持管理に関する費用	市の基本設計をもとに設定	事前に実施したアンケート及び聞き取り調査に基づき、補修費及び用役費等について、市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
資金調達に関する事項	①国庫補助等 <sup>※1</sup> ②起債 <sup>※2</sup> ③一般財源 <sup>※3</sup>	①国庫補助等 ②民間金融機関借入 <sup>※4</sup> (注)建設費の一部については市が起債により調達する。
共通の条件	割引率：2.0%、物価上昇率：0.0%	

※1：国庫補助等対象事業について防衛省「防衛施設周辺民生安定施設整備事業」に準じた補助率より算定した。

※2：地方債許可方針等に準じた充当率より算定した。金利については、現時点における水準を勘案し、金融機関が合理的と判断できる水準とした。

※3：総事業費から国庫補助金等、起債額を除いた額より算定した。

※4：総事業費から国庫補助金等、起債額を除いた額より算定した。金利については、現時点における水準を勘案し、金融機関が合理的と判断できる水準とした。

## 2) 算定方法

上記の前提条件をもとに、市が直接実施した場合の市の財政負担額と P F I 事業により実施する場合の市の財政負担を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値換算した。

## 3) 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、以下のようになる。

ここで市が直接実施する場合の財政負担額を 100 とし、指標による比較を行う。

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	1 0 0
PFI 事業として実施する場合	9 5



### (3) 定性的評価

本事業をPFI事業で実施した場合、上記のような定量的評価に加え、以下のような定性的評価が期待できる。

#### 1) 総合的視点からの事業提案

設計・建設・維持管理・終了措置の一括で発注は、事業期間が長期間に及ぶことから、施設性能のみならず、環境負荷の軽減や地域社会への配慮、埋立終了後を見据えた早期安定化など、総合的な視点での事業提案が必要となる。

この結果、事業者の創意工夫に基づく幅広い事業提案が行われ、より質の高い提案を選択することで、長期間にわたり品質の高い公共サービスの提供が期待できる。

#### 2) 設計及び土木工事・建築工事の一体化

土木工事と建築工事を一括発注することにより、事業者は設計・建設に係る品質、工程、安全面等の進行管理を自らの裁量のもとで実施することが可能となる。

この結果、効率性が高まり、工期の短縮が期待できるとともに、安全で円滑な整備事業の遂行が期待できる。

#### 3) 施設整備と運営・維持管理業務の一体化

施設整備と運営・維持管理業務を長期的に一括して発注することにより、事業者は運営・維持管理を踏まえた設計・建設を自らの裁量のもとで実施することが可能となる。

この結果、運営・維持管理の効率性が高まるとともに、長期間にわたり品質の高い事業の遂行が期待できる。

#### 4) 安全で効率的な運営

公共事業に企業会計を導入することにより、事業全体の収支計画を遵守すべく事業者のコスト意識が高まる。また、民間ノウハウを活用することによって、事業者自らの裁量による絶え間ない業務改善や新技術に対する柔軟な適応が図られる。

したがって、PFI事業においては、公共から移転したリスクを適正に管理し、安全で効率的な運営が期待できる。

#### 5) 財政支出の平準化

整備段階における財源に関しては、従来、国庫補助金等と起債以外に市の一般財源から構成されていたが、PFI事業として実施した場合、一般財源部分を民間金融機関からの借入で対応するため、財政支出の平準化を図ることが期待できる。

#### (4) 総合評価

本事業をPFI事業で実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、その財政負担額は、市が自ら実施した場合に比べ、事業全体を通して5%削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や公共サービス水準の向上も期待できる。また、環境にやさしい資源循環型社会の実現を図る上でも事業のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。